

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

○ 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会事務局総務課

○ 岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

〃

【解 説】

○ 公布した条例の解説

総務学事課

目次

担当課（室）

岡山県公報 号外 平成26年12月22日

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八十一号

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百五十五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則に次の一項を加える。

（平成二十六年十二月に支給する期末手当の特例措置）

15 平成二十六年十二月に支給する期末手当に限り、第四条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十二・五」とあるのは、「百分の百七十」とする。

附 則

この条例は、平成二十六年十二月一日から施行する。

岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八十二号

岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例（平成十三年岡山県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「（一件当たりの金額が一万円を超えるものに限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

(解説)

◎ 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

現下の社会経済情勢にかんがみ、岡山県議会の議員の期末手当を増額する措置を講ずる改正を行ったものである。

◎ 岡山県議会の政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

政務活動費交付制度の趣旨に鑑み、その使途の透明性を高めると共に、県民への説明責任を果たす観点から、政務活動費の支出に係る全ての領収書等の写しを収支報告書に添付することを義務付けるものである。